

キルギス投資・企業活動関連法

(2)キルギス共和国法「企業活動の規制に関する法的基盤の最適化について」(仮訳)

ビシケク市 2008年4月5日付第55号

キルギス共和国法 「企業活動の規制に関する法的基盤の最適化について」

本法は、企業活動の規制に関する基本原則を定め、また、本法に適合した規範的文書の見直し手順を定めるものである。

第1条 企業活動に対する規制

本法において企業活動の規制とは、事業者およびその活動に対する権利、義務、要求事項の制定、また国家当局機関と事業者の間の関係の規制を意味する。

第2条 企業活動の規制に関する法的基盤の見直し作業および最適化の基本原則

企業活動の規制に関する法的基盤の見直し作業および最適化の基本原則は、次の通りである。

- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスにおける連続性。企業活動の国家規制の分野における規範的文書（以下「規範的文書」という）の立案および履行に際する透明性および安定性。
- ・ 企業活動への非介入。これには、法律の定める場合を除き、企業活動を停止させないことも含まれる。
- ・ 国家による規制および管理について、国家機関の職務を区分する。
- ・ 規制作用の分析に基づいて立案された根拠を、行政府機関および地方自治体機関が提示しないとき、この規範的文書を廃止する。
- ・ 企業活動の分野における法律の何某かの規定の適用に疑問が生ずるとき、曖昧な法令を、企業主体に有利なように解釈する。
- ・ 国家機関および地方自治体機関による、法律に定めのない支払いの制定および徴収を許容しない。
- ・ 企業活動に関係するライセンス発行、許可、その他の措置に際して、キルギス共和国法および（または）キルギス共和国政府決定に定めのない書類の制定および要求を許容し

ない。

- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスの全段階に、関係実業界の代表者を必ず参加させる。

第3条 企業活動の分野における国家政策の実施に責任を負う、委任を受けた国家行政府機関
企業活動の分野における国家政策の実施に責任を負う、委任を受けた国家行政府機関(以下「委任を受けた機関」という)は、キルギス共和国政府により定められる。

委任を受けた機関は、

- ・ 企業活動の規制に関する法的基盤の最適化プロセスにおける連続性を確保する。
- ・ 行政府機関および地方自治体機関による本法の履行に対するモニタリングを実施する。
- ・ 本法が定める原則への適合に向けた規範的文書の見直し作業における、提言の収集および準備を担当する調整機関である。
- ・ キルギス共和国の法令の定める手順に従い、本法に適合しない規範的文書の見直し作業、または、失効の認定に関する提言を提出する。

第4条 規制作用の分析

1. 規制作用の分析においては、規範的文書案への共通する対応として、次を定める。

- ・ 規範的文書案の根拠。
- ・ 事前分析の実施。
- ・ 規範的文書の履行に絡む、支出および予想される利益の検討および評価。
- ・ 規範的文書の適用に対する共和国(地方)予算の支出の特定。
- ・ 経済および社会的プロセスに対する予想される影響の記述。
- ・ 国際法の規範およびキルギス共和国の義務に、規範的文書が適合しているかの評価、および、規範的文書の遵守に対する管理。
- ・ 提案された規範的文書で規制される問題の解決方法における対案の検討。

規制作用の分析は、現行の規範的文書に対しても実施することができる。

2. 規範的文書の規制作用の分析方法は、キルギス共和国政府の承認を受ける。

参照：キルギス共和国政府決定 2007年12月20日付第603号「企業主体の活動に対する規範的文書の規制作用の分析方法について」

第5条 企業活動の国家規制の分野における規範的文書の見直し作業

1. 規範的文書は、本法の規定に従い見直される。規範的文書の見直し作業とは、市場経済の原則に適合しているか評価することを目的として、規範的文書の内容を分析することである。

2. 各々の規範的文書は、本法第2条が定める原則に適合しなければならない。

第6条 規範的文書の見直し作業の第一段階

1. 行政府機関および地方自治体機関は、本法に基づき、その活動分野に該当する規範的文書を、3カ月以内に審査する。

規範的文書を審査するに際して、行政府機関および地方自治体機関は、当該部門における実業界の代表を加えた作業班を結成する。

2. 本条第1項第1節に定められた期限終了後15日以内に、それぞれ行政府機関および地方自治体機関は、委任を受けた機関の定めた手順に従い、根拠を添えた規範的文書を、委任を受けた機関に提出する。

3. 本条第2項に定められた期限終了後15日以内に、委任を受けた機関は、根拠を添えた然るべき規範的文書を、キルギス共和国政府が設立した官庁間委員会に提出する。

官庁間委員会の職務、権限、構成、その他の事項は、キルギス共和国政府により定められる。

参照：キルギス共和国政府命令2008年6月13日付第281-r号（企業活動を規制する法的基盤の最適化の実施を担当する官庁間委員会に関する規定の承認について）

第7条 規範的文書の見直し作業の第二段階

本法第6条に示された期限終了後3カ月以内に、官庁間委員会は、行政府機関および地方自治体機関が提出した規範的文書および説明文書を審査する。規範的文書を提出した行政府機関および地方自治体機関は、この審査に参加する。

官庁間委員会は、関係者および関係組織が規範的文書の審査に参加するための条件を伝え、これを確保する。

第8条 規範的文書の見直し作業の第三段階

1. 本法第7条に示された期限終了後1カ月以内に、官庁間委員会は、規範的文書の本法への適合に関する結論を出し、これをキルギス共和国政府に提出する。

2. 官庁間委員会による結論の提出後1カ月以内に、キルギス共和国政府は、規範的文書の本法への適合または不適合に関する決定を下す。

3. 本条第2項に示された期限終了後2カ月以内に、行政府機関および地方自治体機関は、規範的文書が本法に適合しないとするキルギス共和国政府の決定に基づき、所定の手続きに従い規範的文書を本法に適合させる。

これに際し、キルギス共和国政府は、行政府機関および地方自治体機関の規範的文書が本法に適合しないと判断されるとき、自らの決定によりこれを廃止することができる。

第9条 最終規定

1. 本法は、公布された日より発効する。

Erkintoo 紙 2008 年 4 月 15 日付第 27 号により公布。

2. キルギス共和国政府は、

- ・ 初めに規範的文書の見直し作業における第一段階の実施開始時期を定める。
- ・ 自らの決定を、本法に合わせて修正する。
- ・ 本法に規範的文書を適合させることを目的とした、規範的文書の見直し作業の実施を、5年ごとに組織する。
- ・ 本法の枠内で実施された作業の結果に関する情報を、毎年、キルギス共和国議会に提出する。
- ・ 本法が定める原則にキルギス共和国の立法機関制定法を適合させる提言を、キルギス共和国議会に提出する。

キルギス共和国大統領 K. バキエフ

2008年2月21日 キルギス共和国議会承認

(3) キルギス共和国法「企業主体に対する監査の実施手順について」(仮訳)

ビシケク市 2007年5月25日付第72号

キルギス共和国法
「企業主体に対する監査の実施手順について」

参照：キルギス共和国大統領令 2007年7月2日付第330号「企業主体に対する監査の実施手順に係る改善措置について」

キルギス共和国政府決定 2007年11月6日付第533号「企業主体に対する監査の実施手順、および、企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の確定について」

キルギス共和国議会決定 2008年6月20日付第553号 - 「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

第1章 総則

第2章 監査の実施手順

第3章 監査の実施における双方の権利、義務、責任

本法は、委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施手順を定めると共に、監査の実施に関連した事柄について、委任を受けた機関および企業主体の権利および義務を確定し、また企業主体の活動に対する違法介入がなされた場合における、企業主体の権利保護を確定するものである。

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

1. 本法は、キルギス共和国の法律により監査実施の権限が定められた委任を受けた機関、および、キルギス共和国の法令に従い、その活動が監査対象となっている企業主体について、規制するものである。

2. 委任を受けた機関は、本法の規定に基づいた監査の実施に係る活動を規制する規範的文書を立案および採択しなければならない。

3. 然るべき手続きに従い批准されたキルギス共和国の国際協定が、本法とは異なる規定を定めているとき、国際協定の規定が適用される。

第2条 本法で使用される主な用語

委任を受けた機関とは、キルギス共和国政府が立案し、キルギス共和国議会が承認する目録に記載された、企業主体に対する監査の実施についてキルギス共和国の法律により委任を受けた、行政府機関および地方自治体機関のことである。

参照：キルギス共和国議会決定 2008 年 6 月 20 日付第 553 号 - 「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

監査とは、企業主体の活動を規制するキルギス共和国の法令を企業主体が遵守しているかに対する、国家による管理または監督の任意の形態をいう。

定期監査とは、委任を受けた機関により承認された、企業主体の活動に対する監査の実施計画に従い、委任を受けた機関が実施する監査のことをいう。

不定期監査とは、本法第7条が定める事由に基づき実施される、企業主体の活動に対する監査をいう。

反対監査とは、定期税務監査の実施に際して税務局機関が必要と判断したとき、第三者に対して税務局により実施される監査をいう。これには他国の税務機関からの照会に基づくもの、納税者と当該者により実施される取引に直接関係した個別書類の監査も含まれる。

管理監査とは、先の監査で指摘された違反が、企業主体により排除されたかに対する監査をいう。

再監査とは、定期監査の結果に対する企業主体の不服申し立てに基づいて、および、実施され

た定期監査に関連して、文書に反映されていない、もしくは、反映されているか定かでない幾つかの事柄を確認するために、実施される監査をいう。

企業主体とは、キルギス共和国の法令の定める手続きに従い登記された、法人、個人事業者、支店および代表部のことである。

第3条 企業主体の活動に対する監査の実施に係る基本原則

委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施に係る基本原則は、次の通りである。

- ・ 企業主体の誠実性の推定。
- ・ 義務規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さが、企業主体の利益に反して利用されてはならない。
- ・ 企業主体がその活動において他の法規に反する法規を適用したとき、その行為は妥当なものであり違法とは見なされない。
- ・ 企業主体の活動に対する不介入。
- ・ 委任を受けた機関の活動における合法性、客観性、公開性。
- ・ 監査を実施する際に、官庁および官庁間の管理および監督と同じことを繰り返さない。
- ・ 委任を受けた機関による監査の実施に係る資金源は国家予算のみである。
- ・ 監査対象となる義務規定は、法律によってのみ定められる。
- ・ その遵守が監査対象となる義務規定を定めるキルギス共和国の規範的文書について、委任を受けた機関は企業主体に必ず知らせる。
- ・ 監査の実施における継続性および迅速性。つまり、定められた期日内に、できる限り早く全ての監査を実現する。

第4条 監査の実施における制限

委任を受けた機関およびその公職者には、次が禁じられる。

- ・ 監査の実施に際して、企業主体から罰金およびその他の支払いを現金で直接徴収すること。全ての支払いは、然るべき決済口座および出納・金融機関を通じてのみ行われるものとする。
- ・ 監査の実施により国庫収入となる金銭的および行政的制裁およびその他の支払いの金額から、一部を差し引いて受けること。

- ・ 監査に関係しない書類および説明の提出を要求すること。
- ・ キルギス共和国の法令に違反して得られた企業主体に関する情報を、収集、保管、利用、公開すること。
- ・ キルギス共和国の法律で定められた場合を除き、監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の秘密に該当する情報を公開すること。

第2章 監査の実施手順

第5条 監査の種類

本法に従い、次の種類の監査が行われる。

- ・ 定期監査。
- ・ 不定期監査。
- ・ 反対監査。
- ・ 管理監査。
- ・ 再監査。

第6条 定期監査

1．定期監査は、委任を受けた機関により承認された、企業主体の活動に対する監査の実施計画に従い、委任を受けた機関が実施する。

2．企業主体に対する定期監査の実施は、1年間に1回までとする。

前回の監査が完了した日より、企業主体の活動は定期監査により把握される。

3．企業主体に対する定期監査の実施については、監査の実施を開始する10日前までに、書面で通告されなければならない。

4．様々なカテゴリーの人々の健康および生命の保護、環境保護、動植物の健康および生命の保護、製品のユーザーを誤解させる行為の予防に関して、完全確保の規定の企業主体による遵守に関係した定期監査の特徴は、技術規則により定められる。

第7条 不定期監査

1. 不定期監査は、次の場合に実施される。

- ・ 委任を受けた機関が、監査の実施に関する企業主体の申請を受けたとき。
- ・ 委任を受けた機関が、キルギス共和国の法令の規定を企業主体が違反した事実に関する情報を得たとき。
- ・ 人々の健康および生命、財産、環境に被害をもたらしうる、企業主体による製造工程への違反、装置ないし機械の故障、事故の発生に際して。
- ・ 委任を受けた機関が、申請人の権利および利益への企業主体による侵害に関する書類、資料、その他の裏付け情報が添付された、自然人または法人の書面による申請を受けたとき。

2. 管理・監督機関に訴えた者の氏名および所在地が特定できない申請は、監査を実施する根拠とはなり得ない。

3. 不定期監査は、委任を受けた機関の指令（命令、指示）に基づき、3日以内に実施される。

第8条 反対監査

1. 定期税務監査の実施に際して、第三者と関係した納税者の活動に関する情報を得る必要が税務機関に生じたとき、税務機関は、監査される納税者の活動に関する書類を、この第三者に対して求めることができる。

2. 反対監査の目的は、税金および納付金に関する法令の納税者による遵守を管理することである。

3. 反対監査の対象は、企業取引や特定の取引が行われた事実、または、その他の情報を明らかにすることを目的とする、監査される納税者の契約当事者である自然人および法人の情報および書類である。

4. 反対監査は、税法および本法に従った定期税務監査の枠内および期日内において実施される。

5. 反対監査の指定に際しては、監査される者、監査に係る書類および(または)質問が、指令書に記載される。

第9条 管理監査

管理監査は、前回の監査で指摘された違反が企業主体により排除されたことを確かめる目的で実施される。

管理監査は、指摘された違反を排除するために企業主体に提示された期限が経過した後にのみ実施できる。

第10条 再監査

1. 再監査は、企業主体が監査結果に同意しない場合に限り実施される。再監査を実施するための根拠となるのは、委任を受けた機関への、監査を受けた者による、監査結果に対する不服申し立てである。

委任を受けた機関は、企業主体の不服申し立てを30日以内に検討し、正当な決定を下さなければならない。

2. 再監査は、本法第12条第2項および第3項に定められた規定に従い、実施される。

3. 再監査を実施するとき、定期監査の全ての事項について監査を実施することは禁じられる。再監査の対象となるのは、不服が申し立てられた定期監査の結果のみである。

第11条 監査の実施手順

1. 定期監査および不定期監査は、企業主体によるキルギス共和国の法令遵守を管理する目的で実施されるものであり、事業者に対して金銭的制裁またはその他の制裁を科す目的を有するものではない。

2. 定期監査の実施過程で法令に対する違反が見つかったとき、監査機関の公職者は、違反内容を企業主体に説明しなければならない。違反の排除が人々の健康および生命の保護に関する安全確保に影響を与える場合は3日以内、その他の場合は30日以内に、企業主体は違反を排除するという義務が記された、書面による警告を企業主体に対して提示する権利のみを有する。

3. 本条第 2 項に示された期限の後、委任を受けた機関は管理監査を実施する。管理監査は、定期監査で見つかった違反が企業主体により排除されたことを確認する目的においてのみ実施され、この課題の枠を超えることはない。

管理監査の実施過程で、違反の排除されていない事実が見つかった場合、委任を受けた機関の公職者は、キルギス共和国の法令に従い、企業主体に対する措置を確定する。

4. 本条の規範は、本法第 7 条第 1 項および第 2 項に示された不定期監査に対して適用される。

5. 同じ監査対象について複数の国家機関が企業主体を監査することは認められない。

6. 定期監査が実施された日から 3 年を経過した後に、この定期監査で把握された期間の企業主体の活動を監査することは禁じられる。

第 12 条 委任を受けた機関による監査の実施を組織する手順

1. 企業主体の活動に対する監査は、委任を受けた機関の公職者により実施される。

2. 企業主体の活動に対する監査は、委任を受けた機関の指令（命令、指示）に基づき実施される。

指令（命令、指示）には、次が記載される。

- ・ 監査の実施に関する指令（命令、指示）の番号および日付。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施するよう委任された公職者の氏名。
- ・ 監査を受ける企業主体の名称および住所、または、個人事業者の氏名。
- ・ 実施される監査の目的および対象。
- ・ 監査実施の法的根拠。
- ・ 監査の開始日および終了日。

3. 監査の実施に関する 2 部からなる指令（命令、指示）は、委任を受けた機関の指導者の署名および公印により証明される。監査の実施に加われるのは、指令（命令、指示）に示された者のみである。

4. 企業主体の活動に対する監査の実施期間は、30 暦日を超えてはならない。この期間は、監査を実施する、委任を受けた機関の指導者の書面による指令に基づき、例外的に延長されうるが、10 日以内 1 回限りとする。

監査期間を延長する決定については、裁判所に不服申し立てをすることができる。

第 13 条 検査官監査簿

1. 委任を受けた機関により実施された企業主体に対する監査は、検査官監査簿に記録される。

2. 委任を受けた機関の公職者は、監査の実施を開始するとき、検査官監査簿に次を記帳しなければならない。

- ・ 国家機関の名称。
- ・ 監査実施の開始日および終了日。
- ・ 監査の対象および根拠。
- ・ 監査を実施する公職者の氏名、役職、および、その署名。

3. 企業主体に検査官監査簿がない場合には、監査文書または報告書に然るべき署名がなされる。

4. 検査官監査簿の書式、および、実施される監査の検査官監査簿への登録手順は、キルギス共和国政府により定められる。

第 14 条 監査の実施を目的とした敷地または建物への進入

1. 委任を受けた機関の公職者が企業主体の敷地または建物に侵入するとき、この公職者は、身分証明書、および、企業主体に対する監査の実施に関する委任を受けた機関の指導者による指令（命令、指示）を提示する。

2. 企業主体の営業時間外に、また、本法の規定に違反して、委任を受けた機関の公職者が企業主体の敷地または建物に侵入することは認められない。

第 15 条 監査結果の作成手順

1. 監査をおこなった委任を受けた機関の公職者は、監査結果について、所定の書式による文

書を2部作成する。

文書には、次が記載される。

- ・ 文書が作成された日付、時間、場所。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施する根拠となった、指令（命令、指示）の日付および番号。
- ・ 監査を実施した公職者の氏名、身分証明書番号、役職。
- ・ 監査を受けた企業主体の名称および住所、または、個人事業者の氏名。
- ・ 監査が実施された日付、時間、場所。
- ・ 見つかった違反を含む、監査結果に関する情報。
- ・ 企業主体の代表者、または、個人事業者が、監査結果に目を通した、または、目を通すことを拒んだことに関する情報。これらの者の署名。
- ・ 監査を実施した公職者の署名。

文書には、実施された調査、標本（試料）の採取に関する文書、実施された試験および鑑定の報告書が添付される。

2. 添付のコピーを添えた文書の1部は、署名された上で、企業主体の指導者または他の全権代表に手交、または、郵便にて送付される。

監査結果に関係なく、文書は、監査人、企業主体の指導者または他の全権代表により署名される。文書に記載された事実に同意しないとき、企業主体の指導者またはその全権代表は、文書に署名した上で、異議のある旨を記述しなければならない。企業主体は、書面による説明、および、異議の事由を記した書類を、文書を受けた時点から10日以内に、委任を受けた機関に宛てて送付する。

3. 違反が見つかった場合、行政責任に関するキルギス共和国の法令が定める手順に従い、監査をおこなう公職者により報告書が作成される。

4. 監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の秘密に該当する情報を内容として含む監査結果は、キルギス共和国の然るべき法律が定める規定を遵守して、作成される。

第3章 監査の実施における双方の権利、義務、責任

第16条 委任を受けた機関および監査をおこなう公職者の義務および権利

1. 委任を受けた機関は、次の義務を負う。

- ・ 国家予算から監査への融資を調達する。
- ・ 企業主体の所在地、または、企業活動が行われている場所で、監査を実施する。
- ・ 監査に関する規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さを、企業主体の利益に反して利用しない。
- ・ 監査に関するキルギス共和国の法令の規定について、正しい履行を企業主体に説明する。

2. 監査を実施する公職者は、次の義務を負う。

- ・ 身分証明書を提示し、監査の実施に関する指令（命令、指示）を企業主体に1部手交する。
- ・ 実施された監査を、検査官監査記録簿に記帳する。
- ・ キルギス共和国の法令および監査の実施に関する指令（命令、指示）に厳格に従った監査を実施する。
- ・ 企業主体の営業時間に、その全権代表が居合わせるとき、監査を実施する。
- ・ 監査対象に関係する書類およびその他の資料を要求する。
- ・ 監査を実施する上で必要最小限の量の標本（試料）を採取する。
- ・ 企業主体の求めに応じ、監査を実施する根拠となった規範的文書を提供する。
- ・ 監査の過程で見つかった違反を、キルギス共和国の法令の規定（規範）で裏付ける。
- ・ 機密情報、および、監査の結果として得られた、公開することで企業主体に被害をもたらしうる情報を公開しない。

3. 監査を実施する公職者は、次の権利を有する。

- ・ 企業主体に対して書類を要求し、監査の実施に直接関係する事柄に関する情報および説明を得る。
- ・ 必要に応じて、抜き書きをし、書類のコピーを取る。
- ・ 建物、設備、その他の財産の検査を実施する。但し、こうした検査が監査の実施に関係

するものである場合に限る。

- ・ 製造工程を観察する。但し、監査が技術的要求事項の遵守に関係する場合に限る。
- ・ 企業主体が監査人の正当な要求を遂行することを拒否したとき、また、キルギス共和国の法令の規定が違反されたとき、企業主体の役職者の責任を追求する措置を適用する。

4. 監査を実施する公職者には、次のことが禁じられる。

- ・ 監査の実施に対して、企業主体から何らかの報酬を得る、または、これを要求すること。
- ・ 企業主体に違反が存在する事実を、その活動に介入する根拠として利用すること。

第 17 条 監査の実施における企業主体の義務および権利

1. 企業主体は、次の義務を負う。

- ・ 監査を実施する公職者の正当な要求に従い、監査を実施する上で必要な書類およびその他の資料を提出する。
- ・ 監査を実施する公職者に協力する。

2. 企業主体は、次の権利を有する。

- ・ 監査を実施する公職者に対して、身分証明書、および、監査を実施する根拠である書類の提示を求める。
- ・ 権限を有さない者を監査に参加させない。
- ・ 監査を実施する公職者の要求が監査対象に無関係であるとき、この公職者の要求を遂行しない。
- ・ 実施された監査について検査官監査記録簿に記帳するよう、監査を実施する公職者に要求する。
- ・ 監査を実施する公職者から、監査の実施に対する指令（命令、指示）のコピー、また、監査結果を反映する書類 1 部を受け取る。
- ・ 委任を受けた上級機関または裁判所に、監査結果の不服申し立てをする。

第 18 条 監査の実施に際して見つかった違反の事実に基づき適用される措置

1. キルギス共和国の法令の規定に対する企業主体の違反が、監査の実施過程で見つかったとき、委任を受けた機関はその権限の範囲内で、見つかった違反を排除する措置、人々の健康およ

び生命、その財産、環境に被害をもたらす可能性を防止する措置、また、違反を許した者の責任を追求する措置を適用しなければならない。

2. 監査の実施に際して、商品（業務、役務）が、ユーザーの生命、健康、財産、および、環境に、被害をもたらすことが立証されるとき、委任を受けた機関は、被害を防止する措置を適用し、また、任意の可能な方法で、危険な商品（業務、役務）に関する情報をユーザーに知らせなければならない。

第 19 条 監査の実施における企業主体の権利の国家による保護

監査の実施における企業主体の権利は、行政および（または）裁判により保護される。

監査を実施する公職者の行為、および、委任を受けた機関の決定については、委任を受けた上級機関、検察機関、または、直に裁判所に、キルギス共和国の法令が定める手順に従い、不服申し立てをすることができる。

罰金の形での懲戒処分に関する、委任を受けた機関の決定に対して、企業主体による不服申し立てがなされたとき、不服申し立てが本質的に解決されるまで、この徴収は停止される。

第 20 条 監査の実施における委任を受けた機関の責任

1. 委任を受けた国家機関、および、その公職者は、監査を実施する際に自らの役割および職務を悪用したとき、また、違法な行為（不行為）をおこなったとき、キルギス共和国の法令に従い、責任を負う。

2. 企業主体の監査の実施に際して、違法な行為（不行為）をおこなった、委任を受けた国家機関の公職者は、その罪が裁判により確定した後、3 年間、委任を受けた国家機関において何らかの役職に就くことができない。

3. 企業主体がキルギス共和国の法令に違反したとする監査結果が裁判で否定されたとき、これは監査を実施した者をその役職から解任する根拠となる。

4. キルギス共和国の法令に違反した公職者に対して適用された措置について、委任を受けた国家機関は、権利および正当な利益を侵害された企業主体に、1 カ月以内に伝えなければならない。

5. 企業主体の権利を侵害した、委任を受けた国家機関、ないし、その公職者の違法行為により、また、キルギス共和国の法令に定められた義務を、委任を受けた国家機関、ないし、その公職者が、企業主体に対して然るべく遂行したことにより、企業主体が被った損失（逸失利益を含む）は、当該公職者による補償の対象となる。

第 21 条 監査の実施における企業主体の権利の社会的保護

1. 組織は、法的組織形態に関係なく、定款規定に従い、本法に基づいた企業主体の権利および正当な利益を守る権利を有する。

2. 組織は、委任を受けた機関によるキルギス共和国の法令に反する規範的文書に対する異議申し立てを、検察機関に要請する権利を有する。

3. 組織は、企業主体の権利および正当な利益の保護、また、企業主体の特定されない対象の保護について、裁判所に訴える権利を有する。

第 22 条 最終規定

1. 本法は、公布された時点より 3 カ月を経て効力を発する。

Erkintoo 紙 2007 年 6 月 8 日付第 41 号により公布。

2. キルギス共和国政府および委任を受けた機関は、本法が発効するまでに、

- ・ その規範的文書を本法に適合させるものとする。
- ・ 本法の遂行に必要な規範的文書を新たに採択するものとする。

3. キルギス共和国政府は、承認を受けるため、本法が発効した時点より 6 カ月以内に、本法の採択に関連したキルギス共和国の立法機関制定法の改正および追加に関する法案、および、企業主体の監査を実施する委任を受けた機関の目録を、然るべき手続きに従い、キルギス共和国議会に提出する。

参照：キルギス共和国議会決定 2008 年 6 月 20 日付第 553 - 号「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

キルギス共和国大統領 K . バキエフ

2007 年 3 月 27 日

キルギス共和国議会承認

2 . キルギスにおける報道概要

本日、ビシケクでキルギス日本・ビジネスフォーラム開催

[KABAR 2009年2月25日]

キルギス日本・ビジネスフォーラムがビシケクで開催中である。在キルギス日本大使館がKabar 通信社に伝えたところによると、このフォーラムは、日本とキルギスとの間の貿易および投資の条件整備をめざす情報ネットワークの形成に関する両国の合意の一環として行われるものである。フォーラムの目的は、日本とキルギスとの間の経済交流の発展である。日本のロシアNIS 貿易会 (ROTOBO) とキルギスの経済発展貿易省とが共同で開催するものである。

参考資料：2007年11月、クルマンベク・バキエフ大統領の日本訪問に際して、「キルギスと日本との間の新たな友好、パートナーシップおよび協力の関係に関する共同宣言」が調印された。この共同宣言の中で、両国首脳は、「通商関係の強化に必要な条件の整備に向けた努力を行う予定」のあることを言明している。

2008年7月には、日本の山本香苗・経済産業大臣政務官がキルギスを訪問した。山本政務官とバキエフ大統領、ジャパロフ経済発展貿易相との会見で、「日本とキルギスとの間の貿易および投資の条件整備をめざす情報ネットワーク」の形成に関する両国の合意が達成された。

キルギスと日本との関係にはもっと発展の余地がある - 小嶋典明ロシア CIS 室長発言

[Business AKIpress 2009年2月25日]

ビジネスの分野でのキルギスと日本との関係にはもっと発展の余地がある。キルギス日本・ビジネスフォーラムでこう語ったのは、日本の経済産業省通商政策局ロシア CIS 室長の小嶋典明氏である。

「本日のフォーラムが両国関係を深化させ、双方のビジネスにおける新しい方向性の発見とフォーラム参加者間の新たな交流のための機会となることは間違いありません。」と小嶋室長は述べている。

キルギス日本・ビジネスフォーラムがキルギスで開催されるのは今回が最初となる。今回のフォーラムは、わが国の経済発展省と日本のロシアNIS 貿易会がキルギス共和国大統領付属投資会議と共同で行うものである。

アルマズ・サズバコフ経済発展省投資政策局長がすでに発表しているように、この催しでは、

キルギス共和国の有望投資分野が日本企業に紹介されている。

フォーラムへの参加が発表されているのは、商社兼投資会社の住友商事、豊田通商、丸紅、三井物産、研究所である国際科学技術センター（ISTC）、電気製品メーカーのパナソニック、産業機器・船舶・発電所用設備を製造する三菱重工業、農業機械メーカーのヤンマー、東京三菱 UFJ 銀行である。

また、50 を超えるキルギスの企業と経済団体も参加の予定で、その中には、公開型株式会社 Elektricheskije stantsii、Karabalta 鉱山コンビナート、ビシケク機械製造工場、Asia Universal Bank、キルギス投資貸付銀行、キルギス証券取引所、国際ビジネス会議、企業家同盟、および Legprom も含まれる。

キルギス・日本間のビジネス情報ネット、誕生へ

[KABAR 2009年2月25日]

今春、キルギスと日本との間に、ビジネス情報交換のための電子ネットワークが誕生する。これは、本日、ビシケクで行われたキルギス日本・ビジネスフォーラムにおいて、日本の小嶋典明・経済産業省通商政策局ロシア CIS 室長が伝えたことである。

小嶋室長によれば、日本は、ビジネス情報交換ネットの開設を予定しているとのこと。このサイトは、日本のキルギス経済への投資推進を目的として創設されるもので、日本人企業家のためのビジネスパートナー探しや、その後のキルギスでのビジネス展開に役立てることができる。「ビジネス情報交換のための電子ネットワークがキルギスと日本との間に登場するのは、今年の春の予定です。」と小嶋室長は述べている。(E.Ershova)

キルギスには、日本との互恵的協力の有望分野が数多くある

- タライベク・コイチュマノフ事務局長発言

[24.kg 通信社 2009年2月25日]

「キルギスには、日本との互恵的協力の有望分野が数多くある。」 - 本日、ビシケクで行われたキルギス日本・ビジネスフォーラムでこのように発言したのは、タライベク・コイチュマノフ大統領付属投資会議事務局長である。

コイチュマノフ事務局長によれば、投資の対象としてもっとも有望な分野は依然として鉱業部

門である。

それとともに、タライバク・コイチュマノフ事務局長は、キルギスの地方へのより大きな投資の将来性に注目するよう日本側パートナーに呼びかけた。例として、同事務局長は、キルギスの Susamyр 渓谷で行った調査の結果を挙げている。この地域で自営的に行われている食肉および乳製品加工業、純血種の馬や羊の飼育業、葉草加工業、ヤク飼育業、漁業および養蜂業は、投資の対象として有望だそうである。

「このような例はたくさんあります。」と、タライバク・コイチュマノフ事務局長は強調した。投資会議にはこれよりもっと広範な調査結果が蓄積されているとのことである。

また、コイチュマノフ事務局長は二国間ビジネス協力の進展を目的とするいくつかの施策の推進を提案した。ここには、キルギス日本友好協会や日本プログラム履修者協会の設立、キルギス人向け研修の実施、キルギスにおける日本人企業家の投資推進支援策などが含まれている。
(Daniyar Karimov)

日本とキルギスの経済人による協力の見通しについての話し合い

[国際ビジネス会議 2009年2月27日]

投資の見通し 現在、キルギスと日本との間の貿易面での関係は、その潜在的可能性を十分に実現させているとは言えない。この点では、日本側からもキルギス側からも、同じ意見が表明された。

「キルギスと日本との間の経済関係は、人的交流の分野に比べて改善の余地を残している。」 - こう語ったのは日本経済産業省の専門家である小嶋典明氏である。

一方、サンジャル・ムカンベトフ経済発展貿易省副大臣の発言によれば、日本との間の投資および貿易面での協力の対象として有望な分野は、軽工業、中小規模発電業、鉱業および情報技術、とのことである。ムカンベトフ副大臣は、政府による国内のビジネス環境向上の努力についても語った。

また、日本の飯塚裕一・在キルギス臨時代理大使が伝えたところによれば、世界銀行の *Doing Business* レポートで、2008年、キルギスは、改革にもっとも積極的な国の上位3国に位置づけられた。キルギスは、この点で、カザフスタン、中国、インドをしのいでいる。さらに、飯塚代理大使によれば、「日本はキルギスのビジネス環境をさほど悪いとは考えていない。」とのことである。

地域通商輸送拠点の構築 中央アジアは潜在的可能性の地域である。この地域は、鉱物資源に恵まれているほか、ヨーロッパ諸国、中国、ロシア、インドの各市場への貨物中継輸送に都合のよい位置にある。しかし、キルギスが中央アジアの輸送拠点になれるか否かは、多くの要因によって左右される。そのひとつが、当地域の税関制度の問題である。こう発言したのは、日本貿易振興機構（JETRO）の芝元栄一事務所長である。

キルギスへの地域通商輸送拠点の構築は、経済発展のための重要な条件と認められている。この事業は、外国投資家にとっても一定の興味の対象となりうるものである。

地域振興策 タライベク・コイチュマノフ大統領付随投資会議事務局長は、日本側に、キルギスの地方へ投資が持つ多大な将来性に注目するよう呼びかけた。

もっとも有望な鉱業部門以外にも、投資家が注目すべき産業がある、とのこと。たとえば、Susamur 渓谷での調査結果からは、食肉および乳製品の加工業、純血種の馬、細毛羊、ヤクの飼育業、薬草加工業、漁業、養蜂業が、投資の対象として有望であることがわかっている。

また、日本の丸山英朗 国際協力機構（JICA）キルギス共和国事務所長によれば、キルギスの地域振興策は、農村の商品生産の発展によって成功させることができる、とのことである。

地域振興策には 2 つの方法がある。1 つは外的ファクターによるもので、主に政府の資金とプログラムが用いられる。もう 1 つは内的ファクターによるものである。丸山英朗所長によれば、第 2 の方法のほうが地域にとってより有利なものになる可能性がある。農村共同体は、キルギス国内のみならず国外でも需要のある産物を生産することができる。この場合、生産物はその村のみに特有な地域的特徴の保たれているものとする。たとえば、ドライフルーツ、シーバックソーン（スナジグミ）のジャム、スープなどで、いろいろな商品がありうるが、その選択も農村共同体の人々が自ら行うべきである。また、質の高い農村リーダーの養成もきわめて重要である。

JICA の専門家らは、こうした事業が実現できそうな村をピックアップした地図を作成済みだそうである。

鉱業部門のプロジェクト 鉱業部門は、キルギス経済への投資の対象としてもっとも有望な分野と見なされている。同部門が GDP に占める比率は約 10%、鉱工業生産に占める割合は 40～48% である。

ナビ・エシナザロフ地質・鉱物資源庁副局長により、鉱業部門の 6 つの大規模プロジェクトへの日本の投資家の参加が提案された。すなわち、Kutessai- 希土類金属鉱床、Kasan アンチモ

ン鉱床、Bala-Chichkan チタン磁鉄鉱鉱床、Dzhalal-Abad 州の 3 つの金鉱のそれぞれの開発事業、さらに Khaidarkan 水銀コンビナートの民営化事業である。

インフォメーション・ブリッジの必要性 キルギスと日本との間の貿易面での関係の発展には、キルギスに関する情報を最大限普及させることが必要である。日本側もキルギス側も同様にこう語った。経済界にはインフォメーション・ブリッジとしての専門ウェブサイトが必要である。こうしたサイトがあれば、両国のビジネスマンにとって、興味のある情報の入手、迅速な意見交換、ビジネスパートナーの発見が可能になることだろう。

キルギスと日本との間のビジネス情報交換を目的とする電子ネットワーク創設が決定されていることを伝えたのは、日本の小嶋典明・経済産業省代表である。現在、キルギスと日本との間でウェブサイト開設についての話し合いが行われており、2009 年春には開設する予定である。

また、プログラムソフト開発サービス協会のアジズ・アバキロフ会長は、ソフトウェアの分野には十分な将来性があるとして、日本側に、この分野での協力の拡大を呼びかけた。キルギスには、現在、カザフスタン、ロシア、アメリカ、EU 諸国向けのプログラムソフトの開発企業が複数あるとのことである。

国際ビジネス会議メンバーの発言 今回のフォーラムでは、国際ビジネス会議加盟企業の代表者たちもプレゼンテーションを行った。カリコワ&アソシエーツ法律事務所の役員兼所長のグリナラ・カリコワによる「キルギスにおけるビジネスの法的側面」と題した報告は大きな関心を買った。グリナラ・カリコワは、フォーラム参加者たちに、投資のための法的基盤、キルギスにおける投資への保証および特典について説明を行った。

つまり、キルギスでは、国内での投資および投資活動から生じた収益を国外搬出または本国送還する権利、さらに、投資家がキルギスで行った活動の収益を自由に処分する権利が認められている。「わが国には、外国投資家向けの特別な条件というのは存在しません。が、投資そのものが、法律によって奨励されているのです。」 - グリナラ・カリコワはこのように述べた。また、2009 年 1 月 1 日に施行された新しい税法によって、投資家は、特別税制の適用に関するユニークな税務協定を結ぶことができるようになったとのことである。

いっぽう、チョルポン・サムサリエワ・キルギス銀行同盟法律顧問（国際ビジネス会議メンバー）は、日本人ゲストたちにキルギス共和国の銀行制度についての解説を行った。現在、キルギスには、キルギス共和国国立銀行と 21 の商業銀行がある。2008 年度の銀行の総利益は 18 億 4,070

万ソム。資産合計は30.4%増加して549億5,000万ソムとなった。

商業銀行は、工業、農業、輸送業、通信業、商業、加工業、建設業、住宅ローンの分野での貸付、さらにその他の種類の融資も行っている。

展望と条件 キルギスは日本の主要な貿易相手国というわけではない。日本の財務省のデータによれば、現在、日本とキルギスと間の貿易額は、カザフスタンとの間の貿易に比べて30分の1、ウズベキスタンとは10分の1、トルクメニスタンとは2分の1である。

とはいえ、通商関係は発展しつつある。たとえば、この3年間で、キルギスと日本との間の貿易額は13倍超に増加した。すなわち、2008年の両国間の貿易額は3,500万ドルを超えている。これに対し、2005年度は260万ドルであった。

フォーラム参加者たちは、今回の会合の開催により、両国の貿易面での協力関係がよりいっそう発展するであろうとの期待を表明した。そのために必要なのは、頻繁な情報交換、インフラ整備、行政手続きの透明性確保、キルギスにおける日本人の経済活動の安全の保証といった施策と
(Lidiya Savina)